

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 283

2012 9

CONTENTS

視点・論点 — PFI 普及促進策に寄せる期待 —	1
I. 欧州における省エネ建築・BIM の取り組み状況について — 欧州調査結果概要 —	2
II. 民法（債権関係）の改正と建設業界への影響（17）	8
III. 建設関連産業の動向 — 木材 —	18



一般財団法人 **建設経済研究所**

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル8F

Tel: 03-3433-5011 Fax: 03-3433-5239

URL: [http:// www.rice.or.jp](http://www.rice.or.jp)

PFI 普及促進策に寄せる期待

専務理事 長谷川啓一

PFIは公共投資が減少するなかで、建設業界にとっても、建設需要の創出とともに新たな業務分野への進出という側面からも、事業拡大への期待は大きかったものと思われる。

現実はどうであろうか。法律施行以来、平成22年12月末現在で実施方針を公表済みの事業数は375件を数えるが、直近では平成19年度の44件をピークに平成22年度は12月までで12件の純増にとどまり、PFI事業への応募者もほぼ一貫して減少し平成21年度では平均2者という調査結果も公表されている。平成21年度年次報告書でも指摘されているが、「民間事業者がPFI事業への応募に躊躇している現況」、つまり、民間事業者にとってPFIは余り魅力を感じない事業になっているのが現状と言えよう。

建設経済レポートNo.53(2009年10月)でも「主に収益性の観点から建設企業の取組姿勢が必ずしも積極的とは言えない」と評価しているが、PFIについては普及するにつれ、収益性にとどまらず官・民の双方にとって様々な観点から課題が指摘されてきている。

しかしながら、厳しい財政状況の下で、財政健全化と社会インフラの維持・更新、災害に強い国土の整備、新たな公共施設整備等を両立させる手法として、政府がPFIの制度拡充等により民間事業者にとっても魅力ある制度とすることでPFIの一層の利用推進を図ろうとしていることについては、個人的には一定の評価をしたいと思っている。

平成23年のPFI法改正は多岐にわたり、様々な文献等で解説されているが、個人的な興味ということで恐縮ではあるが、ここで改めて二つの改正事項について触れてみたい。

一つは、民間事業者からPFI事業の実施

方針策定を提案できる制度の導入である。提案制度は、民間事業者にとっては魅力ある事業を自ら発掘できるチャンスを与えられたともいえるわけであり、市区町村の90%以上において事業未導入(平成22年3月末現在)という実状に鑑みれば、「実施方針決定を待つ」という姿勢から「創意工夫を活かした積極的な提案制度活用」という取組姿勢への転換を試される制度といえそうである。

もう一つは「公共施設等運営権」(「運営権」)が設定できるようになったことである。「運営権」設定は、民間事業者にとって自由度の高い事業運営を可能にするとともに、物権とみなし処分制限付きながらも譲渡性のある財産権と位置付けられたことから、実務上の法令解釈・運用次第ではあるが、特に独立採算型PFIの事業機会拡大や新たなビジネスの可能性を感じさせるものであり、今後の活用状況が楽しみな制度ではないだろうか。

また、PFI事業における資金調達環境整備に向けた「官民連携インフラファンド」の創設を盛り込んだ法案提出、公共施設整備を行う際には独立採算型PFI実施可否の検討を義務化する制度の検討など、これからもPFIの普及促進のための制度見直しが予定されているようである。

こうして見直された制度が、国民に対する低廉かつ良好なサービス提供というPFIの目的実現に向けて、民間事業者が魅力を感じ存分に創意工夫が活かせるよう実務上運用されることが求められるが、PFI事業の重要な担い手の一員である建設業界にとっても、こうした制度拡充を契機としたPFIの再評価を通じ、これまで以上に実力を発揮できる機会が増えてくるのではと楽しみにしている。

I. 欧州における省エネ建築・BIMの取り組み状況について

－欧州調査結果概要－

当研究所では、2012年7月上旬にドイツ、フランス、イギリスを訪問し、公共工事入札制度の運用実態や省エネルギー建築、ビルディング・インフォメーション・モデリング（以下、BIMという）に関する各国の取り組み状況について、政府機関、研究機関、建設業界団体に対してヒアリング調査を実施しました。本節では、その中でも省エネルギー建築とBIMに関する調査概要をご紹介します。

なお、欧州訪問にあたり、現地で活躍されている日系建設企業や各国の日本大使館の方々からも多大なご協力と貴重なお話をいただきました。ここで改めて御礼申し上げます。

1. 調査概要

・調査期間

2012年7月1日（日）～7月9日（月）

・訪問都市

（独）ベルリン、ボン、デュッセルドルフ

（仏）パリ

（英）ロンドン



2012年7月に外観が完成したシャード・ロンドン・ブリッジ（中央）

2. イギリスにおけるヒアリング概要

①Department for Business, Innovation and Skills (ビジネスイノベーション技能省・BIS)

BISは産業全般と高等教育・研究分野を所掌する政府機関であり、2009年にビジネス・企業・規制改革省（BERR）とイノベーション・大学・技能省（DIUS）が統合し創設された。

省エネ建築については、政府が2016年までにすべての新築住宅をゼロカーボン化する計画を策定していること、昨年度に省エネに関する65のアクションプランを打ち出したこと、ゼロカーボンハブという非営利組織においてゼロカーボンハウジングに係る政策の企画や将来の方向性について検討されていること、省エネを都市・地域レベルで進めている事業があることなどの説明があった。

BIMについては、2011年に出された「政府建設戦略」の中で、2016年までに公共工事においては3DのBIMを条件とし、段階的に進めていくことなどの説明があった。



②Constructing Excellence (コンストラクティング・エクセレンス・CE)

CEは、広域レベルで英国の建設業界の改善を図ることを主目的に設立された業界団体である。

BIMの活用によるメリット（スケジューリングが良くなること、設計における矛盾や不具合を探知できること、建築物の価値が高まることなど）や、RIBA（イギリス建築家協会）、ウィルモット・ディクソン社（イギリス）、スカンスカ社（スウェーデン）の取り組みなどの説明があった。



3. フランスにおけるヒアリング概要

①Centre Scientifique Et Technique Du Batiment（建築科学技術センター・CSTB）

CSTBは建築・国土開発に関する研究、専門知識の構築、建設資材の評価などを行っている研究機関である。

省エネ建築については、1990年代に建築物の環境性能評価の基準（HQE）を導入し、14の項目（水質、遮音性等）で評価していること、住宅においては建築許可申請の際に半数がHQEの申請を行っており、非常に多く活用されていること、新たに断熱性能を評価するためRT2012という規制ができたことなどの説明があった。



② Federation Francaise Du Batiment (フランス建築業連盟・FFB)

FFBは会員企業57,000社の建設業界団体で、会員と公共機関との橋渡しや会員に対する情報提供(規制・労務・情報通信等に関するもの)、業界の振興活動等を行っている。

BIMについては、重複作業・時間・コストの削減、建設前にシミュレーションが可能になるといったメリットがあること、実験段階であるためあまり活用されていない(公共・民間工事でこれまで20件程度)こと、今後の課題として同じ国際標準を持ち主体者全員が協調していくこと(協調が進まない原因は、施主・建築士等の主体者間で利害が一致していないこと)などの説明があった。



4. ドイツにおけるヒアリング概要

① Bundesinstitut für Bau Stadt und Raumforschung (連邦政府建築都市開発研究所・BBSR)

BBSRは連邦政府所属の研究機関で、建設工事の管理や空間計画、国土交通計画、建設等に関する研究を行っている。

EUの規制により、2020年から公共の新築建築物については、エネルギーニアリーゼロを達成させなければならないこと、ドイツではエネルギー需要を減らすことから始め、その後再生可能エネルギーの利用について検討していくとしていること、現在個々の建物におけるゼロエネルギー化を進めているが、将来的には、地域レベルでゼロエネルギー(大型風力発電等)を進めていくものと思われるなどの説明があった。

BIMについては、2010年に連邦政府やドイツ工業規格等が参加するBIMアドバイザリー委員会が設置されたことや、ビルディングスマートという専門家によるネットワークが開設される等少しずつ根付いてきていること、欧州各国におけるBIMの活用状況について以下の説明があった。

- ・フィンランド：2007年から公共工事において、一定規模の建築物に義務付け。
- ・デンマーク：2008年から公共工事において、400万ユーロ以上の建築物に義務付け。
- ・オランダ：2011年11月以降、PPPプロジェクトにおいて義務付け。
- ・イギリス：2016年以降、全ての公共工事で義務付ける方針。



②Hauptverband der Deutschen Bauindustrie（ドイツ建設業中央連合会・HDB）

HDBはドイツの建設業界団体である。

BIMについては、ビルディングスマートにおいて、IFCという情報フォーマットに基づき、様々な関係者が同一のフォーマットで情報交換できるよう取り組んでいること、現在、建設業界では4Dモデル（3D+時間）まで進んでおり、5D（4D+コスト）モデルについても開発が進められていること、ドイツではBIM採用による発注者からのフィーの支払は無いが、イギリスでは2016年に向けてフィーについても検討していることなどの説明があった。



5. 終わりに

EU諸国では住宅・建築物に関する省エネ基準がすでに義務化され、また、BIMについては、政府、研究機関、業界団体が試行錯誤を重ねながら本格的な普及に向けた取り組みが続けられている。目標達成までの様々な課題については解決すれば問題ないといった関係者の前向きな取り組み姿勢が随所で見られたことが印象的であった。

一方、日本に目を向けると、省エネ基準適合率の推移から民間企業の省エネに対する意識の高さが伺え、また、日本の民間企業が海外でBIMを活用し受注に繋げた事例が出てきていることから、日本は訪問した三か国と比べそれ程遅れている訳ではなさそうである。

省エネやBIMといった技術力の向上により、他社との差別化や競争優位の確保等が期待でき、海外展開戦略においても日本の技術力を世界にアピールすることは極めて重要である。民間企業が個々に企業努力を続けていくことは今後も不可欠ではあるが、公共建築に省エネやBIMを積極的に取り入れるなどして、官公庁が主導的に企業の技術力の向上に取り組む必要があると感じた。

(担当：研究員 油谷 晃広)

II. 民法（債権関係）の改正と建設業界への影響（17）

みずほ総合研究所（株） 研究開発部上席参与
（前 建設経済研究所 総括研究理事）
服部 敏也

今回は、組合に関する民法改正の動向についての第2回目です。建設業との関連では、建設工事の共同企業体¹（ジョイントベンチャー）が、民法上の組合とされます。共同企業体からの脱退、除名のあり方は、法律的にも課題を抱えています。

2. 「基本方針」の提案と建設産業への影響

(4) 組合の業務執行および組合代理

「基本方針」は、組合の意思を決定し実行することと、実行した法律行為に関する対外的な効果の問題とを区別し、それぞれについて分かりやすい規定を置くことを提案している。まず、組合の業務執行に関する提案から紹介する。

現行民法	基本方針の提案
(業務の執行の方法) 第 670 条 組合の業務の執行は、組合員の過半数で決する。 2 前項の業務の執行は、組合契約でこれを委任した者（次項において「業務執行者」という。）が数人あるときは、その過半数で決する。 3 組合の常務は、前二項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べたときは、この限りでない。	【3.2.13.09】 （組合員の業務執行） <1> 各組合員は、組合員の過半数の決議に基づき、組合の業務を執行する。 <2> 組合の常務は、<1>にかかわらず、各組合員が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員が異議を述べたときは、この限りでない。 <3> <2>は、 【3.2.13.10】 により業務執行者を定めた場合は、適用されない。 <4> 業務執行者を定めたか否かを問わず、組合員全員によって業務を執行することは妨げられない。 【3.2.13.10】 （業務執行者） <1> 組合の業務の執行は、組合契約の定め

¹ 各文献では、建設工事の共同企業体について「建設共同企業体」、「共同企業体」など様々な呼称が使われ、国土交通省の協定書も特定JV（建設工事共同企業体）と経常JV（建設共同企業体）で使い分けている。本稿では特定・経常、甲型乙型の別を問わない共通した用語として、単に「共同企業体」ということとする（文献の引用部分をのぞく。）。なお、共同企業体制度の創設の経緯等については、「建設業共同企業体の解説」（1978年建設振興基金・清文社）参照。

<p>(委任の規定の準用)</p> <p>第 671 条 第 644 条から第 650 条までの規定は、組合の業務を執行する組合員について準用する。</p>	<p>るところにより、一人または数人の組合員または第三者に対し、委任することができる。</p> <p><2> <1>により業務の執行の委任を受けた者（以下「業務執行者」という。）は、組合の業務を執行する。業務執行者が二人以上ある場合には、各業務執行者は、業務執行者の過半数の決議に基づき、組合の業務を執行する。</p> <p><3> <2>後段にかかわらず、組合の常務は、各業務執行者が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の業務執行者が異議を述べたときは、この限りでない。</p> <p>【3.2.13.12】(委任の規定の準用)</p> <p>【3.2.10.3】、【3.2.10.4】、【3.2.10.5】<1>、【3.2.10.6】ないし【3.2.10.9】、【3.2.10.11】ないし【3.2.10.14】は、組合の業務を執行する組合員について準用する。</p>
--	---

提案の内容は、現行法や通説を基本とした妥当なものである。

委任の規定の準用（【3.2.13.12】）は、現民法 671 条を実質的に維持し、組合の業務を執行する組合員と他の組合員との内部関係について、委任に関する提案を準用することを定めるものである。

なお、この規定は、業務執行を「各組合員」がする場合および「業務執行組合員」がする場合のいずれにも適用される。なお、「第三者」が業務執行者になる場合は、その委任契約によって、委任の規定が適用される。

準用されるのは以下の規定であるが、忠実義務、自己執行義務、複委任者からの直接請求権など委任に関する新しい規定の提案が、組合の内部関係にも及ぶことに注意が必要である。たとえば、共同企業体のスポンサー企業（業務執行者）が、構成員等から忠実義務違反の責任を問われるという争点が考えられる。

【3.2.10.03】(受任者の善管注意義務)、

【3.2.10.04】(受任者の忠実義務)、

【3.2.10.05】<1>(受任者の自己執行義務)、

【3.2.10.06】(委任者と複受任者との法律関係：直接請求権等)、

- 【3.2.10.07】（受任者の報告義務）、
- 【3.2.10.08】（受任者の受領物等の引渡義務）、
- 【3.2.10.09】（委任者の財産についての受任者の保管義務）、
- 【3.2.10.11】（受任者の報酬）、
- 【3.2.10.12】（受任者による費用の前払請求）、
- 【3.2.10.13】（受任者による費用等の償還請求等）、
- 【3.2.10.14】（受任者による損害補償請求）。

組合員と業務執行者の代理権

現行民法	基本方針の提案
<p>現行民法に規定なし</p> <p>判例：業務執行者への代理権の制限は、善意無過失の第三者に対抗できない。²</p>	<p>【3.2.13.14】（組合員の代理権）</p> <p><1> 各組合員は、組合員の過半数の決議に基づき、他の組合員を代理して組合の業務に関する行為をする権限を有する。</p> <p><2> <1>にかかわらず、組合の常務に関する行為については、各組合員は、当然に、他の組合員を代理して行為をする権限を有する。</p> <p><3> <1>、<2>は、組合契約によって、数人の組合員が共同して他の組合員を代理すべきことその他の制限を付することを妨げない。</p> <p><4> <1>、<2>、<3>は、業務執行者を定めた場合は、適用されない。</p> <p><5> 次の各号に掲げる組合員の代理行為は、善意無過失の第三者に対しては、その効力が妨げられない。</p> <p><7> <1>の決議に基づかずにした常務に属しない行為</p> <p><イ> <3>の制限に反してした行為</p> <p><ウ> 業務執行者を定めたにもかかわらずした行為</p> <p>【3.2.13.15】（業務執行者の代理権）</p> <p><1> 業務執行者は、各組合員を代理して組合の業務に関する行為をする権限を有する。業務執行者が二人以上ある場合には、各業務執行者は、業務執行者の過半数の決議に基づき、各組合員を代理して組合の業務に関する行為をする権限を有する。</p> <p><2> <1>後段にかかわらず、組合の常務に関する行為については、各業務執行者は、当然に、各組合員を代理して行為をする権限を有する。</p> <p><3> <1>、<2>は、組合契約によって、数人の業務執行者が共同して各組合員を代理すべきことその他の制限を付することを妨げない。</p> <p><4> 次の各号に掲げる業務執行者の代理行為は、善意〔無過失〕の第三者に対しては、その効力が妨げられない。</p>

² 最判昭和 38 年 5 月 31 日民集 17 卷 4 号 600 頁

	<p><ア> <1>後段の場合において、<1>の決議に基づかずにした常務に属しない行為</p> <p><イ> <3>の制限に反してした行為</p> <p><ウ> <5>により代表業務執行者を定めたにもかかわらずした行為</p> <p><5> 組合契約の定めるところにより、業務執行者の中から代表業務執行者を定めることができる。この場合には、<1>ないし<4>は適用されず、<1>ないし<4>にいう業務執行者を代表業務執行者と読み替える（<4><ウ>は除く。）。</p>
--	--

組合においては、代理の法律関係は次のとおりである。

- ・すべての組合員に法的効果は帰属する（組合に法人格は無く、組合に法的効果は帰属しない）。
- ・代理する組合員は、他の組合員の「代理人」かつ組合員としての「本人」である。

組合のような法的関係では、組合が訴え、又は訴えられるときは、全員が原告又は被告として訴訟に参加しなければならないと考えられた（原則として固有必要的共同訴訟であり、一部の組合員だけで勝手に訴訟を行っても訴えは不適法になる）。だからこそ業務執行者の訴訟代理権が問題とされたが、判例³でも認められた。

今日では当然のことであり、国土交通省の建設共同企業体の協定案でも、以下のように対応する文言が整備されている⁴。

国土交通省の共同企業体協定書（特定・甲型）（代表者の権限）

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

さらに、「基本方針」の提案では、判例（前掲）に沿って「組合員の代理権」と「業務執行者の代理権」の双方に第三者保護の規定を定めることが提案されている。

業務執行者の代理行為に対する第三者保護の要件が、「善意」のみで足りるか、「善意無過失」を要するかは、「基本方針」でも議論が分かれているという。

³ 最判昭和 45 年 11 月 11 日民集 24 卷 12 号 1854 頁。共同企業体の業務執行組合員が自己の名で訴訟できるとした。なお、組合の名でも訴訟できる（最判昭和 37 年 12 月 18 日民集 16 卷 12 号 2422 頁）。

⁴ その経過等については、島本幸一郎「現代建設工事契約の基礎知識〔改訂 3 版〕」35 頁以下（大成出版 2011 年）参照。

(5) 組合員の変動

「基本方針」は、組合員の加入（省略）や脱退について、判例や学説に沿って明文化するという提案している。

現行民法	基本方針の提案
<p>(組合員の脱退)</p> <p>第 678 条 組合契約で組合の存続期間を定めなかったとき、又はある組合員の終身の間組合が存続すべきことを定めたときは、各組合員は、いつでも脱退することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、組合に不利な時期に脱退することができない。</p> <p>2 組合の存続期間を定めた場合であっても、各組合員は、やむを得ない事由があるときは、脱退することができる。</p> <p>第 679 条 前条の場合のほか、組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。</p> <p>一 死亡</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けたこと。</p> <p>三 後見開始の審判を受けたこと。</p> <p>四 除名</p>	<p>【3.2.13.19】 (任意脱退)</p> <p><1> 及び<2> 略 (現 678 条に同じ)</p> <p><3> やむを得ない事由があっても組合員が脱退できないと定める組合契約の規定は、効力を有しない。</p> <p>【3.2.13.18】 【3.2.13.20】 省略。 (現 679 条、680 条に同じ。 なお「基本方針」の提案は、現行の 679 条と 678 条の順序を入れ替えている。)</p>
<p>(脱退した組合員の持分の払戻し)</p> <p>第 681 条 脱退した組合員と他の組合員との間の計算は、脱退の時における組合財産の状況に従ってしなければならない。</p> <p>2 脱退した組合員の持分は、その出資の種類を問わず、金銭で払い戻すことができる。</p> <p>3 脱退の時にまだ完了していない事項については、その完了後に計算をすることができる。</p>	<p>【3.2.13.21】 (脱退した組合員の持分の払戻し等)</p> <p><1> から<3> 略 (現 681 条に同じ)</p> <p><4> 脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務について、【3.2.13.07】 <2>、<3>に定められた責任を負う。この場合において、脱退した組合員は、他の組合員に対し、この債務からの免責を得させること、または、相当な担保を供することを求めることができる。</p>

1) 任意脱退について **【3.2.13.19】**

<3>の「やむを得ない事由があっても組合員が脱退できないと定める組合契約の規定は、

効力を有しない」という規定は、判例に沿ったものとされる⁵。この最高裁判決の理由は、次の通りである。

「民法 678 条は、組合員は、やむを得ない事由がある場合には、組合の存続期間の定めの有無にかかわらず、常に組合から任意に脱退することができる旨を規定しているものと解される⁶ところ、同条のうち右の旨を規定する部分は、強行法規であり、これに反する組合契約における約定は効力を有しないものと解するのが相当である。」

他方、国土交通省による共同企業体の協定書では、脱退について次のように定めている。

参考 国土交通省の特定建設工事共同企業体協定書（甲）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

上記の協定書 16 条 1 項の文言は、最高裁判決のこのような強行法規違反（無効）だろうか？文言上は「やむを得ない理由があっても脱退を認めない趣旨」と直ちに断定できないが、解説書⁶では「本条による構成員の脱退は、次条の破産又は解散に至らない倒産（銀行取引停止等）、被災等の事由に限られ、例えば、構成員間の協調が欠けたことを理由として脱退することは認められない」として、厳しい運用姿勢を示している。これは、公共工事において、共同企業体の結成段階から発注者の関与が強かった時代の雰囲気を与えていると思われる。

具体的な不承認の事案が裁判で争われると、最高裁判決に従って「やむをえない理由」の有無が審理され、存在するとされればその限りにおいて協定の条項は無効とされる可能性がある。本稿（3）で、脱退構成員への損益配分について述べたところと同様、民法改正を機会に協定の表現を精査すべきではないかと思われる。

2) 法定の脱退事由について【3.2.13.18】

「破産手続開始の決定」（現民法 679 条 2 項）が法定の脱退事由とされているが、会社更生法の再生手続きについては、これに該当せず、また、類推適用すべきでないことに留意が必要である。理由は次の通りである。

第一に、実際には会社更生法の申し立てがあってもその後の関係者間の交渉でかなりの

⁵ 最判平成 11 年 2 月 23 日民集 53 卷 2 号 193 頁。事案は、ヨットクラブ（民法上の組合とされた）において、やむを得ない事由があっても任意の脱退を許さない旨の組合契約における約定は、組合員の自由を著しく制限し公の秩序に反するため、無効とした。なお、譲渡は組合の承諾があれば認められるが、脱退禁止は、組合に払戻の財源が無く、運営費負担の都合から会員数の減少を防ぐためとされている。

⁶ 前掲「建設業共同企業体の解説」118 頁

工事が再開されるので⁷、直ちに工事完成の見込みがない（債務不履行の発生）として発注者が契約を解除し、又は共同企業体から排除するのは早計であること。

第二に、法律論として、会社更生申し立てを理由とする発注者からの請負契約の解除は、会社更生法の解釈上これを無効とする見解が有力であること⁸。この説は、昭和 57 年の最高裁判決⁹の趣旨が双務契約一般（請負契約も含まれる）にも及ぶと考える。同様の理由による共同企業体協定（以下の第 16 条の 2）¹⁰に基づく除名の有効性も問題になろう。

参考 国土交通省の特定建設工事共同企業体協定書（甲）（構成員の除名）

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

以上の議論を踏まえると、会社更生法等に関連する協定書のあり方については、民法改正を機会に、法律上の問題を考慮して破産の場合と区別し、必ずしも解除を前提としない具体的な対応をわかりやすく書くように検討すべきではないかと思われる。

例えば、共同企業体の構成員において、会社更生法の適用申請等があれば、①当該会社は速やかに今後の工事継続の見通し等について、発注者や他の構成員に説明する義務を負い、②関係者は協力して工事現場の保全に努める義務を負い、③発注者と構成員全員で今後の対応を協議するといった、当然のことを協定書に定めておくだけでも、危機管理の初動ルールとして現場の混乱を防ぐ意味があるのではないか。

⁷ 「座談会 ゼネコン倒産処理を巡る法的諸問題」金融法務事情 1508 号 36 頁 1998.3.5。座談会出席者の松嶋英機弁護士によると、更正決定開始時には、東海興業案件では金額で 97%、多田建設案件では件数で 98%が工事再開していたという。

⁸ 伊藤眞先生の説。参考：島本幸一郎「現代建設工事契約の基礎知識〔改訂 3 版〕」217 頁以下。大成出版 2011 年。前掲「座談会」金融法務事情 1508 号 36 頁。他方「共同企業体の構成員の一部について会社更生法に基づき更正手続き開始の申し立てがなされた場合等の取扱いについて」（平成 10 年 12 月 24 日建設省経振発第 74 号建設経済局長通達）記 IV では、解除・除名が可能という見解が前提と思われる。

⁹ 最判昭和 57 年 3 月 30 日（判例タイムズ 469 号 181 頁）。事案は、割賦販売契約に会社更生法申請を理由とする解除特約があり、これに基づく解除を裁判所は認めなかったもの。管財人に履行選択権を認めた同法の趣旨を害すると言うのが理由である。

なお、債務不履行による解除ではなく、民法 641 条に基づく注文者の任意解除を行うならば、管財人への損害賠償（約定の報酬から支出を免れた額を控除した額：基本方針【3.2.9.09】）が必要である。

¹⁰ 当該協定の趣旨について「甲型共同企業体標準協定書の見直しについて」（平成 14 年 3 月 29 日国総振第 164 号建設振興課長通達）「工事契約実務要覧」平成 24 年版 761 頁新日本法規出版。なお、協定に 16 条の 2 が追加される前は、解釈で強制脱退（除名）可能とされていた。

(6) 組合の解散

「基本方針」は、現民法で規定される解散事由のほかに、これまでの解釈で認められてきた事由を追加すべきとの提案している。(清算の規定は省略)

現行民法	基本方針の提案
<p>(組合の解散事由)</p> <p>第 682 条 組合は、その目的である事業の成功又はその成功の不能によって解散する。</p>	<p>【3.2.13.22】 (解散の事由)</p> <p>組合は、次に掲げる事由によって解散する。</p> <p><ア> 組合契約で定めた存続期間の満了</p> <p><イ> 組合契約で定めた解散の事由の発生</p> <p><ウ> 組合の目的である事業の成功またはその成功の不能</p> <p><エ> 総組合員の同意</p> <p><オ> [組合員が一人になったこと／組合員が欠けたこと。]</p>
<p>(組合の解散の請求)</p> <p>第 683 条 やむを得ない事由があるときは、各組合員は、組合の解散を請求することができる。</p>	<p><カ> 【3.2.13.23】 による解散の請求</p> <p>【3.2.13.23】 (組合の解散の請求)</p> <p>略 (683 条に同じ)</p>

組合の解散事由を列挙する提案は、わかりやすい民法という点からも異存はないだろう。通説では組合員が一人となることは組合の解散事由であり、**【3.2.13.22】** <オ>はこれを条文化する提案である (このほか、1 人組合を認める案も併せて提案している)¹¹。

建設工事共同企業体の構成員 (組合員) が破産すると、現行民法 679 条 2 号 (基本方針 **【3.2.13.18】** も同旨) により脱退となり、構成員が 2 社の JV では 1 社となる。

この場合について、前掲の国土交通省の特定建設工事共同企業体協定書 (甲) 第 16 条 2 項は、「残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する」と定めるが、これをどう解釈すればいいのだろうか。

これについては、学説では組合の存立要件が失われた (当然解散) とするのが通説であったが、行政サイドでは、現行民法に明文の規定が無いこともあり、「当該企業体は存続し、かつ、従前契約は有効として取り扱うことが適当」という旧建設省の通達¹²があったという。

¹¹ 1 人組合を認め、「組合員が欠けたこと」を解散事由とする案は、2 人以上の組合員の存在は組合の成立要件であるが存続要件ではないという説に立脚。組合の事業の継続性を重視する。しかし、この説については、構成員の補充のニーズの有無や 1 人組合の解散規定の在り方など、法律上の問題が指摘されている。前掲「詳解民法改正の基本方針 V」312 頁～ 商事法務

¹² 「2 社で構成する建設工事共同企業体の 1 社が脱退した場合の事務の取扱について (回答)」昭和 56 年 3 月 13 日建設省経振発第 52 号。参照「建設業 JV の実務—会計・税務と法務」393 頁 2006 年清文社。除名について「甲型共同企業体標準協定書の見直しについて」記の 5 (平成 14 年建設振興課長通達)。

しかし、この通達については、「本来解散すべき共同企業体の権利義務を承継する形で単独施工に変更契約すべきところ、従前の共同企業体としての請負契約を流用して工事続行をしてもよいとする趣旨に読むべき」という平井一雄先生のコメントがある¹³。

組合と組合員は並存的な責任を負うのが民法の原則である。実際には、共同企業体との工事請負契約書には、「〇〇建設外〇社は、別紙〇〇共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請け負う。」¹⁴という趣旨の文言が入っているはずである。この文言が、共同企業体（組合）が消滅した時にも当該契約書によりそのまま残存構成員（組合員）が工事完成責任を負う根拠になると考えれば、工事請負契約を変更する必要はないと考えられる。

ただし、民法改正により「組合員が1人になったこと」が組合の法定解散事由となれば、共同企業体は「存続する」という協定書の当該条項の解釈は再検討すべきではないか。

(7) 内的組合

「基本方針」は、「内的組合」について規定を置くことを提案している。

現行民法	基本方針の提案
現行民法に規定なし 通説判例は存在を認める。 ¹⁵	この章の規定は、各当事者が出資をして共同の事業を営むが、そのうちの一人に組合財産を帰属させ、かつ、同人にもっぱら自らの名で取引をさせる組合について準用 ¹⁶ する。ただし、【3.2.13.04】ないし【3.2.13.07】、【3.2.13.9】、【3.2.13.10】<1>のうち「または第三者」とある部分、【3.2.13.14】および【3.2.13.15】を除く。

内的組合の規定は、次のような場合に必要があると言われている¹⁷。

- ・ 実質的には共同の事業であるが、他の組合員が対外的に名前を出すことを望まない事情があって、一人に信託的に譲渡しておく場合
- ・ 許可営業のように、個人または法人の名義でしかできない事情がある場合
- ・ 共同研究開発において成果物を対外的に一人に帰属させて管理を委ねる場合

しかし、この規定の必要性については、パブリックコメントでも賛否両論があった¹⁸。

¹³ 平井一雄 前掲「建設共同企業体の法的性格—判例を素材として—」ジュリスト 852号 207頁。

¹⁴ 「中小建設業の振興について」（昭和37年11月27日建設省計発第79号）別紙1共同請負実施要領7

¹⁵ 東京高判昭和60年2月28日判例時報1149号107頁は、送電線下の土地の賃借権者として電力会社の線下補償金の支払いを受けて利益をあげる事業について、内的組合の成立を認めたとされる。

¹⁶ 「準用」とは、ある法律の規定を、これと似た事柄に必要な修正を加えて適用するという意味。

¹⁷ 前掲「詳解民法改正の基本方針V」317頁。

¹⁸ 法務省・法制審議会『民法（債権関係）改正に関する中間的な論点整理』に寄せられた意見の概要（各論6）について」平成24年2月補正版405頁。投資スキームとしての乱用の危険性も議論されている。

建設業に関係するところでは、内的組合は、いわゆる「裏ジョイント」がこれに該当するか議論があろう。共同企業体の解説書¹⁹では「匿名施工方式」として論じているが、実態としては、下請負にすぎないと解する余地もあると思われる。²⁰

内的組合の性質上、準用が否定される規定とその考え方は、次のとおりである。

【3.2.13.04】（組合財産の共有）

内的組合員は所有権を業務執行者に所有させるので、共有や持分の規定は準用されない。

【3.2.13.05】（組合財産に属する債権）

同様に、組合債権を行使するのは業務執行者であり、内的組合員は権利行使しない。

【3.2.13.06】（組合員の債権者による組合財産に対する権利行使）

【3.2.13.07】（組合の債務）

内的組合員は名前を出さず、組合の債務に並存的な責任を負わない。

【3.2.13.09】（組合員の業務執行）

内的組合員は、名前を出さない以上、業務執行も行わない。

【3.2.13.10】（業務執行者）の<1>の「または第三者」とある部分

業務執行者の規定は準用されるが、内的組合の定義からそもそも第三者の業務執行を予定しない（委託するとしても通常の委任契約）。

【3.2.13.14】（組合員の代理権）

【3.2.13.15】（業務執行者の代理権）

対外的には他の内的組合員との代理関係は生じない。

そもそも、建設工事は多くの関係者がかかわり、それぞれの役割を担いながら工事を進めていくもので、その関係は共同事業を行う組合に類似しているという指摘もある²¹。

そういえば、建設工事の出来型の所有権が、対外的に元請建設会社に帰属するとしても、元請建設会社と、下請建設会社や資材等の販売者との内部関係は、「信託的に所有権を元請建設会社のものとしている」という内的組合と類似の関係と考えられるかもしれない。

内的組合の仕組みの中からどのような新しい知恵が生まれてくるのか、今後の議論を注目する必要があるだろう。

最後に、本稿は筆者の個人的見解であり、みずほ総合研究所(株)の見解を示すものではないことをおことわりする。

¹⁹ 前掲「建設業共同企業体の解説」（1978年）62頁。

²⁰ 他方、営業許可や契約の「名義」借りのような場合は、内的組合が民法上に規定されても、行政法や公共工事の入札契約政策上で認められるとは思えない。

²¹ 岩崎脩氏のことば。島本幸一郎「現代建設工事契約の基礎知識〔改訂3版〕」前書き、「改訂第3版発行に当たって」参照。

Ⅲ. 建設関連産業の動向 - 木材 -

今月の建設関連産業の動向は、建設資材のひとつである木材についてレポートします。

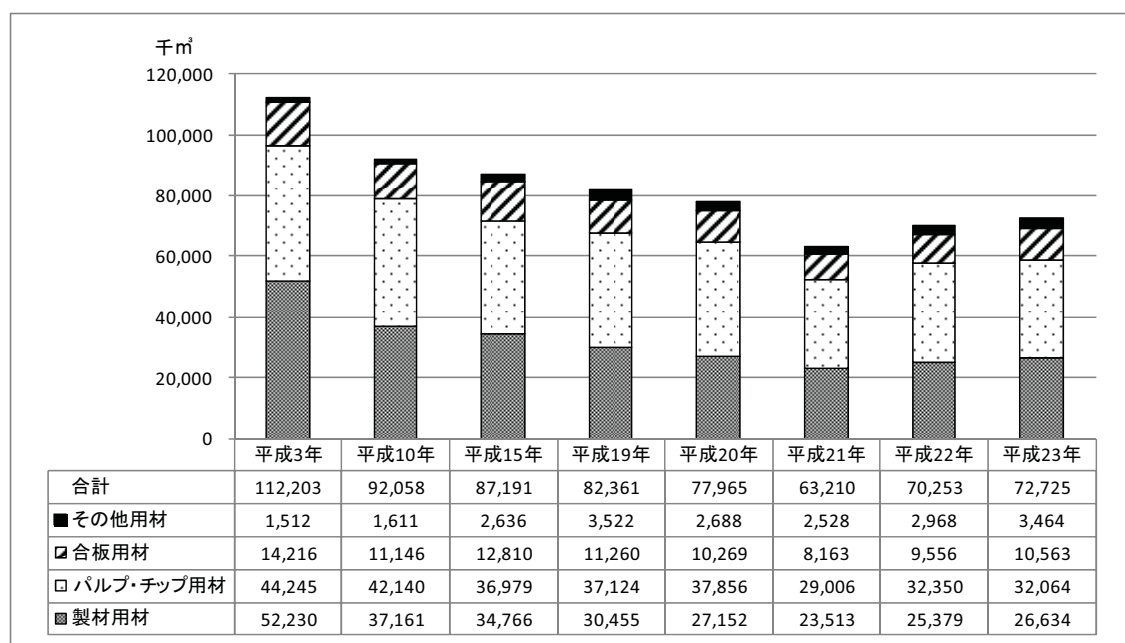
1. 木材の需給動向

(1) 需要

我が国の木材需要量（用材）は、平成 3 年のバブル景気の崩壊以降減少傾向が続き、特に平成 21 年は前年のリーマンショックによる景気悪化等の影響により大幅な減少となった。

平成 22、23 年は住宅着工戸数の増加等により前年を上回る状況が続いており、平成 23 年は 72,725 千 m^3 と前年比 3.5%増となった。

図表 1 木材需要量（用材）の推移



(出典) 農林水産省「木材需給表」

(2) 供給

我が国の国産材（用材）の供給量（国内生産量）は、昭和 42 年の 52,741 千 m^3 をピークに減少傾向で推移してきたが、近年では平成 14 年の 16,077 千 m^3 を底に増加傾向にあり、平成 23 年は 19,367 千 m^3 と前年比 6.2%増となった。

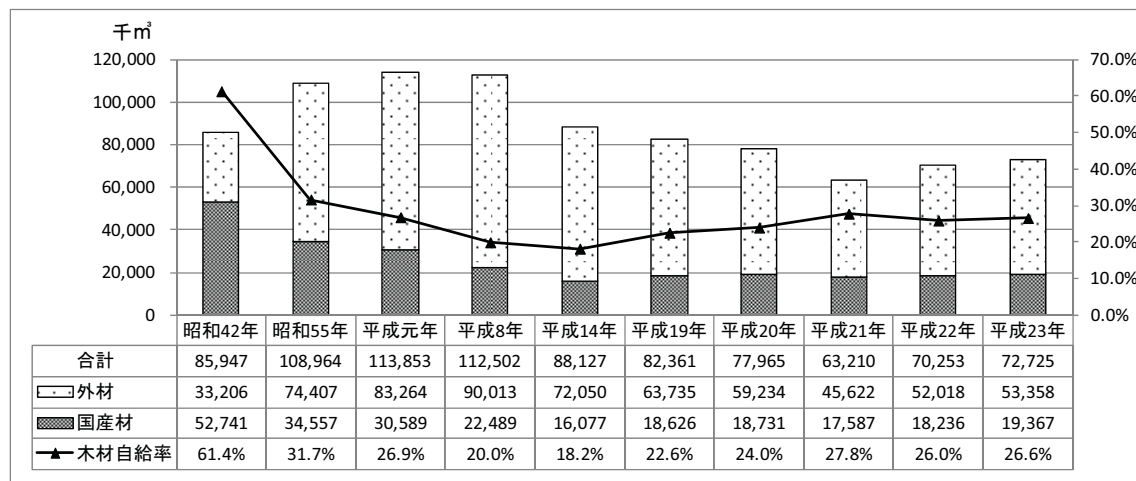
木材輸入量（用材）は、国内における木材需要の減少等により、平成 8 年の 90,013 千 m^3 をピークに減少傾向で推移してきたが、平成 22、23 年は経済状況の緩やかな回復等により

前年を上回る状況が続いており、平成 23 年は 53,358 千 m^3 と前年比 2.6%増となった。

また、木材自給率²²は昭和 30 年前半までは 90%以上あったものの、国産材供給の減少と木材輸入の増加により低下を続け、平成 14 年には過去最低の 18.2%まで落ち込んだ。

その後は、国産材供給の増加等により 20%台に持ち直し、平成 23 年は 26.6%と前年比 0.6 ポイント増となった。

図表 2 木材供給量と木材自給率（用材）の推移



(出典) 農林水産省「木材需給表」

2. 木材価格の動向

図表 3 は、主要製品（「スギ正角（乾燥材）」「ホワイトウッド集成管柱（国産）」「針葉樹合板」）の価格の推移を示したものである。スギ正角（乾燥材）は、上昇傾向にあり、平成 23 年は 63,800 円/ m^3 と、前年比 3,700 円/ m^3 高となった。

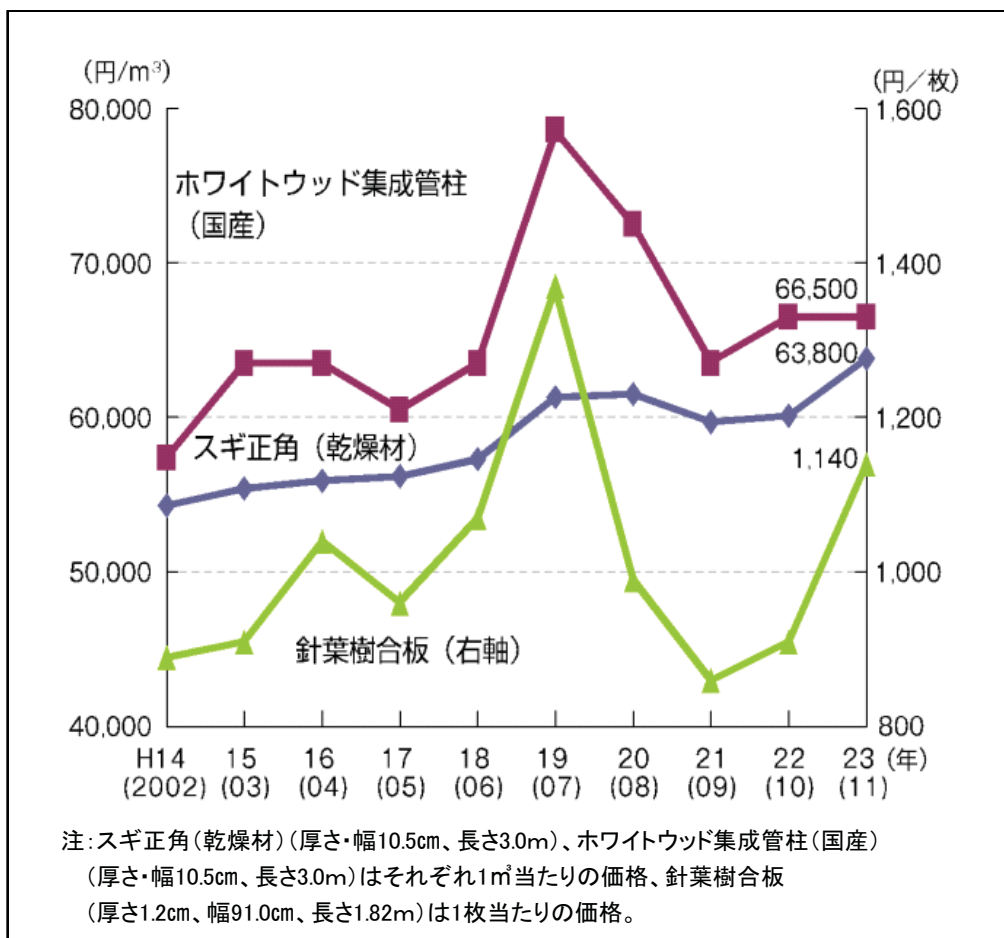
構造用材として競合関係にあるホワイトウッド集成管柱²³（国産）は、円安の影響等により平成 19 年に大幅に上昇したものの、その後の円高の進行等により価格は落ち着き、平成 23 年は前年同額の 66,500 円/ m^3 となった。

針葉樹合板は、住宅着工戸数の減少等により減少傾向であったが、平成 23 年は東日本大震災により、東北の合板工場が被災し一時的に操業出来なかった事に加え、復興工事による需要が高まったこと等から、前年比 230 円/枚高となった。なお、今年の 5 月以降は価格は頭打ちとなり、同 10 月以降は下降傾向にある。

²² 木材自給率=国内生産量÷総需要量

²³ 輸入したホワイトウッド（欧州トウヒ）のラミナを国内の集成材工場に貼り合わせて集成材としたもの。

図表3 木材製品卸売価格の推移



(出典) 農林水産省「森林・林業白書」(平成24年版)

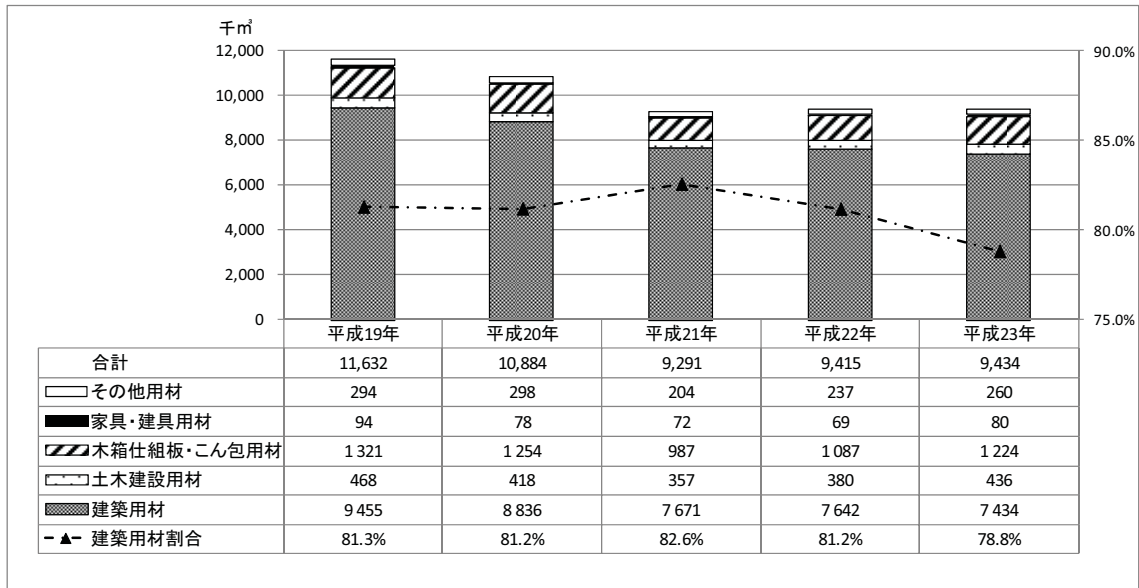
3. 木材に関するその他データ

(1) 用途別製材品出荷量

図表4は、国内で生産された製材品の出荷量について、直近5年の用途別の推移を示したものである。「建築用材」は平成23年を除き、全体の80%強の高いシェアを占めており、木造建築の動向が製材品の需要に大きな影響を与えることとなる。

また、製材品の総出荷量は平成20年、21年と大きく減少したが、以降はほぼ横ばいが続き、平成23年は9,434千m³と前年比0.2%増となった。

図表 4 用途別製材品出荷量の推移



(出典) 農林水産省「木材統計」

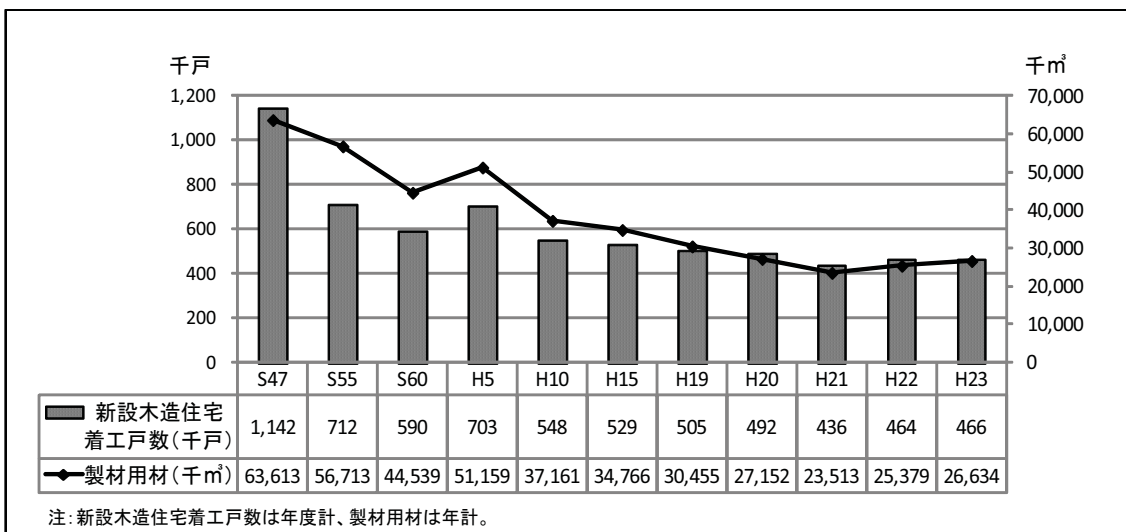
(2) 新設木材住宅着工戸数

次に、製材品の需要量と密接な関係がある木造建築の動向を見てみる。図表 5 は、製材用材の需要量及び新設木造住宅着工戸数の推移を示したものである。新設木造住宅着工戸数は、製材用材の需要量と同様に推移しており、昭和 47 年度の 1,142 千戸をピークに減少を続け、平成 21 年度には過去最低となる 436 千戸まで落ち込んだ。平成 22 年度には新設住宅着工戸数の伸びに合わせ増加し、平成 23 年度は前年度と同水準の 466 千戸となった。

なお、新設住宅着工戸数に占める木造住宅の割合の推移（図表 6）をみると、昭和 59 年度に木造率は 50%を割り、以降 45%前後で推移してきたが、平成 21 年度に着工戸数全体の減少幅に比べ木造住宅の減少幅が小さかったことから、25 年振りに再び 50%を超えた。

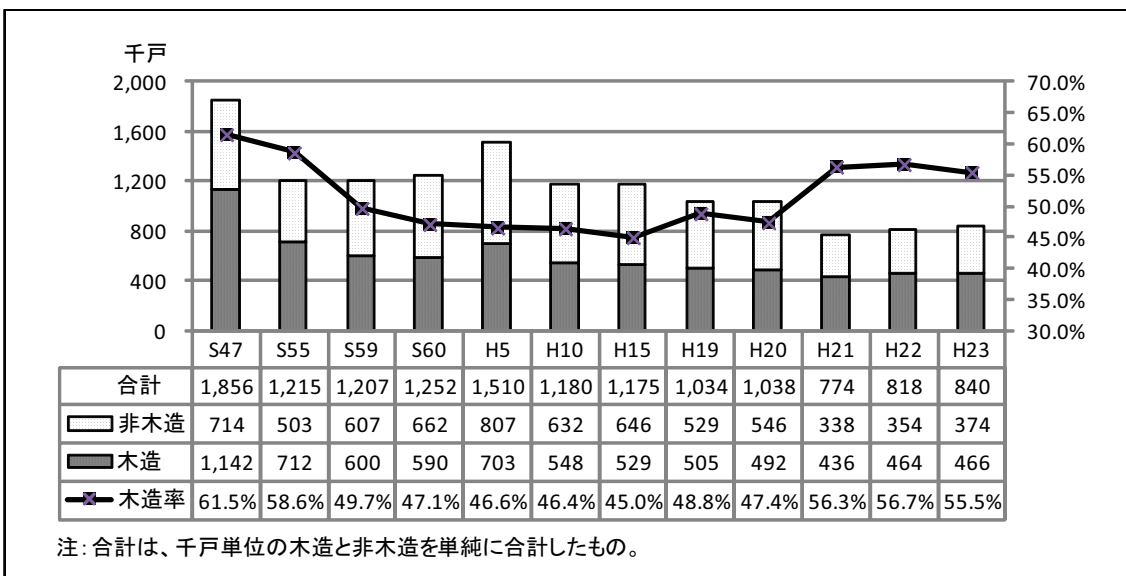
平成 21 年度以降、木造率は 50%超が続いており、平成 23 年度は前年度比 1.2 ポイント減の 55.5%となった。

図表5 製材用材の需要量及び新設木造住宅着工戸数の推移



(出典) 国土交通省「建築着工統計」

図表6 新設住宅着工戸数に占める木造住宅の割合の推移



(出典) 国土交通省「建築着工統計」

4. 今後の展開

我が国の人工林は、国土面積の3割弱に相当する1,035万ha（平成19年3月末時点）と充実しており、また造林・保育による資源の造成期から、利用可能な時期へと移行する段階にある。

また、木材は森林の適切な管理により半永久的に再生産できる優れた資源であり、木材の利用は、関連産業の振興や地域の活性化のみならず、製造・加工時の二酸化炭素排出量が少ないこと等から、地球温暖化の防止にもつながる。

バブル景気の崩壊以降、木材需要量は減少傾向にあるが、充実した我が国の森林資源を有効活用するために、木材需要の拡大及び木材自給率の向上を目的とした施策を実施しており、近年では平成22年10月に、木造率が低く潜在的な需要が期待できる公共建築物に重点を置いて木材利用を促進する「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行された。同法を受けて、平成24年3月末までに、府省等では、22機関の全てが同法に基づく「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」を、地方公共団体では、47都道府県の全て、370市町村が同法に基づく木材の利用の促進に関する方針を策定している²⁴。

また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故以降、太陽光、風力、水力等の再生可能エネルギーに対する関心が高まっており、木質バイオマス²⁵もその一つとして期待されている。

平成24年7月には、電気事業者に対して、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を一定の期間・価格で買い取ることを義務付ける「電気事業者による再生可能エネルギーで電気の調達に関する特別措置法」が施行され、木質バイオマスも買取対象になっている。

このように、木材は公共建築物への利用に加え、新たにエネルギー利用による需要拡大も見込まれ、今後の木材産業の成長が期待される。

（担当：研究員 水野 裕也）

²⁴ 農林水産省 「森林・林業白書」（平成24年版）

²⁵ 「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼び、そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。

編集後記

今年の夏は例年以上に暑く感じます。日本一暑い町として知られる埼玉県熊谷市では、9月になっても暑い日が続き、とうとう真夏日連続日数の記録が更新されました。みなさまも気温だけでなく、ロンドンオリンピックの熱気もあわさって、暑い夏を楽しく過ごされたのではないのでしょうか。

前回、研究所だより1月号の編集担当をさせて頂いた際の編集後記にて、「2012年は多くの国で選挙が予定されている変化の年」と記載しましたが、私にとっての変化は夏に娘が生まれ、父親になったことです。おかげでこの夏は、父親として、育児に挑戦する暑い夏を過ごせました。

育児に挑戦するにあたり、事前に自治体の育児学級なるものに参加して、びっくりしたのが、父親の参加率が予想以上に高かったことです。30人ほどの母親に対して、10人強の父親の方々が参加されていました。世間ではイクメンなる言葉も聞かれておりましたが、これほどまでに男性の意識が変わってきているのには驚かされました。ママ友ならぬパパ友もでき、育児学級への参加は非常に楽しい経験となりました。

イクメンにはなれませんが、イクメンにはなれるかも。目指せ？イクメン！

(担当：研究員 中島 慎吾)